

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税、都市計画税、徴収規定）		
要望項目名	障害者総合支援法及び児童福祉法等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法等について、社会保障審議会において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行後3年（令和3年4月）を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対する支援の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>改正法附則第2条においては、施行後3年（令和3年4月）を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされている。</p> <p>現在、社会保障審議会障害者部会における審議を進めており、その結果も踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標区：障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標1-1：障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
	政策の達成目標	障害福祉サービスの充実等、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会保障審議会障害者部会における検討を踏まえ、所要の措置を講じることにより、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが可能となる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—